

文化講演会

「人生を楽しくする方程式」を

解いてみよう

今年の第17回文化講演会では、数学者、大道芸人、11ヶ国語をおやつり、著書も多数：ピーター・フランクルさんをお招きします。

「人間の財産は頭と心」という言葉を胸に抱き、夢・勇氣・友人の「3つのゆ」をたいせつにして、一度きりの人生、やりたいことはやろう！と大道芸をおりませでのお話は、人生のベクトルとして大人から子どもまで楽しめる内容です。

菁莪中学校吹奏楽部の演奏も楽しみいただけますので、ぜひご参加ください。

【講演会】

講師 ピーター・フランクルさん
 演題 「人生を楽しくする方程式」
 ～人間の財産は頭と心～
 手話通訳があります。

日時 7月12日(土)午後1時20分
 から3時30分まで
 (受付午後0時45分から)

場所 コミュニティセンター
 舞台ホール

主催 白岡町、白岡町教育委員会
 白岡町コミュニティ推進協議会
 定員 260名(町内在住・在勤・在学のかた)

先着順・後日整理券を郵送します。

申込み・問合せ先 6月16日(月)から25日(水)までに次の方法でお申し込みください。

電話と窓口

生涯学習課 社会教育係

内線272～274

受付時間 午前9時～午後5時15分

窓口のみ

コミュニティセンター(火曜日休館)

受付時間 午前9時～午後9時

中央公民館(水曜日休館)

受付時間 午前9時～午後9時



～ピーター フランクルさん～
 (数学者・大道芸人)

1953年ハンガリーに生まれる。パリ大学で博士号を取得、ソ連科学アカデミーに招かれる。国際数学オリンピックで金メダルの獲得やサーカス芸人国家試験にも合格するという経歴を持つ。

88年から日本に在住。算数オリンピックが設立されてからは専務理事を務める。

現在は、ハンガリー学士院のメンバーや日本ジャグリング協会名誉理事を務める傍ら、国際数学オリンピックへの日本チーム参加に尽力し、優秀な学生の育成に努める。

今までに書いた数学の論文は200編以上に及び、一般著書として「頭のよくなる本」「ピーター流らくらく学習術」等をはじめ多数ある。

出演番組も多数あるが、NHK教育テレビ「マテマティカ」で企画監修・メインで出演をしている。



1 学期半ばを迎え各校において活発な教育活動が行われています。

教育委員会としては、本年度学校教育の重点として、

- 1、創造性をはぐくむ学校教育の推進。
- 2、健やかで豊かな人づくりの推進。
- 3、人権を尊重する教育の推進。
- 4、体力向上と健康教育の推進。

を柱として推進しています。

町では本年度、埼玉県教育委員会より「家庭・学校・地域ふれあい推進事業」の指定をうけ、5月7日に家庭・学校・地域の皆さんの代表の24名のかたを推進委員として委嘱し、推進委員会を発足しました。清掃活動や職場体験などをとおして、以前にも増して、家庭や地域の皆さんとともに健やか



5月11日(日)に行われた、吹奏楽部合同演奏会

な児童・生徒の育成に努めてまいります。また、各学校においては、地域との連携を視点にしたさまざまな活動が展開されていくこととなります。地元の学校へのご協力をよろしく願います。

本事業の1つとして、去る5月11日(日)、久喜総合文化会館において町内中学校4校の吹奏楽部合同演奏会が開催され、多くのかたがたのご来場をいただき成功の内に終えることができました。今後とも諸活動にご協力をお願いします。

問合せ先 学校教育課指導担当
 内線264



情報公開制度・個人情報保護制度

知りたい情報や確認したい個人情報があるときは、受付窓口（庶務課）にご相談ください。
また、庶務課と町政情報コーナー（役場庁舎1階アトリウム内）には、町政情報検索資料や個人情報保管等登録票などがありますので、ご利用ください。

情報の検索

町では、両制度によらないでも、情報を積極的に提供するように努めています。お気軽に窓口にご相談ください。

積極的な情報提供

個人情報保護制度とは

町が保管する個人情報の収集、保管及び利用に関して具体的なルールを定め、プライバシーの保護を図るとともに、自己情報を本人の請求に応じて開示するものです。

申請、相談、問診などから得た個人情報は、その目的の範囲を超えて利用したり、外部機関に提供したりすることを禁止しています。

情報公開制度とは

開かれた町政を推進するために、公文書などの町政情報を、皆さんからの請求に応じて積極的に公開していこうとする制度です。

個人情報などの例外的に非公開とするものを除いて「原則公開」としています。

お知らせします

平成14年度 情報公開制度・個人情報保護制度 の運用状況

1 情報公開請求・申出の受付処理件数

| 請求の種類 | 受付件数 | 処理の状況 |
|---------|------|--------|
| 公開請求 | 4件 | 公開4件 |
| 任意の公開申出 | 2件 | 部分公開2件 |
| 計 | 6件 | |

2 自己情報の開示請求の受付処理件数

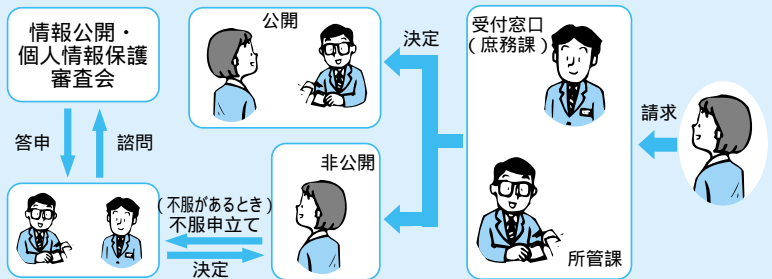
| 請求の種類 | 受付件数 | 処理の状況 |
|-------|------|---------|
| 開示請求 | 37件 | 全部開示36件 |
| | | 一部開示1件 |
| 計 | 37件 | |

3 個人情報の保管等登録件数

- 個人情報保管等登録票
（町が個人情報を収集する場合に登録）
1,868件
- 個人情報目的外利用・外部提供登録票
（収集目的外利用又は外部に提供する場合に登録）
106件

問合せ先 庶務課 庶務担当 内線343

請求から公開（開示）までの流れ



請求の方法

所定の請求書に必要事項を記入します。自己情報の開示・訂正などの請求には、本人であることを明らかにする書類（運転免許証など）が必要です。

請求に対する決定

町では、請求を受けてから15日以内に公開するかどうか、また、自己情報について開示や訂正を行うかどうかを決定します。決定内容に不服がある場合には、不服申立てをすることができます。

閲覧・写しの交付

所管課で情報を閲覧できます。自己情報の開示の際には、本人であることを明らかにする書類が必要です。手数料は、原則として無料です。なお、コピー代は、1枚10円で、郵送を希望される際の費用は実費となります。